

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立高倉小学校
校 長 名 佐藤 英樹 公印

令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

高倉小学校の教育目標「喜び合える子」を受け、以下に特別支援教室の教育目標を設定する。

- (1) 自立活動6区分27項目を参考に、児童が障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服し、通常の学級において本来の資質を十分に発揮できる力を養う。
- (2) 在籍学級における集中力の維持、読み書き、集団内のルール・マナー等の具体的課題に焦点を当て、自立活動の指導を在籍学級での主体的な学びへと繋げる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 児童の障害の状態や特性を的確に把握し、連携型個別指導計画を基に適切な指導を行う。感覚統合、コミュニケーション、情緒安定、学習面など、児童の課題に合わせた指導を行う
- (2) 学校生活支援シートを保護者とともに作成し、児童一人ひとりの課題を客観的に分析し、児童の実態に基づいた支援を行う。家庭での状況や本人の成長のようす、学校生活における課題を共有し、児童の特性に適した支援を見直していく。
- (3) 巡回指導教員、学級担任、特別支援教育コーディネーター、巡回相談心理士など、関係機関等と連携し、感覚統合や読字、書字など必要に応じた指導を行う。

3 指導の重点

- (1) 感覚統合、読字、書字、感情のコントロールなど、それぞれの課題に合わせた教材を工夫し、困難さの改善を図る指導を繰り返す。
- (2) 小集団指導を通し、学級やグループの中での自分の役割を果たしたり、進んで協力したりすることや適切なコミュニケーションの取り方を習得させ、在籍学級において周囲と協力して活動できる力を育成する。

4 その他の配慮事項

- (1) 一人ひとりの実態や課題を見取り、特性に応じて、児童の過重負担とならないよう、特定の教科との入れ替えや1単位時間内の構成を柔軟に調整し、効果的な指導時間を確保する。
- (2) 巡回指導教員、学級担任、家庭の三者連携を密にし、巡回指導教員による学級での行動観察を基に、校内委員会等を通じて指導内容や支援方法を適宜改善する。
- (3) 個別指導を基本としつつ、類似の課題をもつ児童による小集団指導を適切に組み合わせる。指導の終了を視野に入れ、在籍学級への円滑な移行に向けた段階的な支援の調整を行う。
- (4) 通常の学級における障害者理解教育を推進し、児童が互いの多様性を認め合い、尊重し合える学級風土を醸成する。